

平成29年生駒市農業委員会第7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局  
会議開催日時 平成29年7月13日(月)午後2時00分  
会議開催場所 市役所 401・402会議室  
出席者 会長 7番 高枝敏治  
委員 1番 吉田勝彦 2番 中田建彦  
3番 中村耕作 4番 田中忠司  
5番 西本浩三 6番 中井輝夫  
8番 上武 猛 9番 尾山高生  
10番 田中勇治 11番 阪口登美雄  
12番 奥山繁幸 13番 田口利彦  
14番 吉田吉明 15番 北川治夫  
欠席者 なし  
説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一  
係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊  
傍聴者 10名

---

会議次第

審議事項

- 1 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
- 2 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて
- 3 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
- 5 規則第29条第1号の規定による届出について

その他

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人10名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により高枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

13番 田口 委員、14番 吉田 吉明 委員、15番 北川 委員

議案の説明を事務局に依頼

○会長 本来であれば、議案第1号からの審議であるが、案件の内容上、まず議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて」について事務局からの説明を依頼。

○係長 [議案読み上げ]

○係長

No.1～2の申請地の位置について

北田原大橋交差点の南東約200mのところ position する生駒市北田原町内の農地

申請理由について

本申請については、平成27年2月13日の当委員会にて審議し、農地法第3条第1項の規定に基づき許可をいただいたもの。所有権移転登記前に、職務上の都合により譲受人が農業に専従できなくなったことから取消し願いが出てきたもの。

なお、本申請地のうち、2175番1ほか1筆については、第3者に売買する予定があり、「議案第1号」にて審議する予定。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]

○議長 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しについて」の承認を宣言。

議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○係長 [議案読み上げ]

○係長

No.1～2の申請地の位置について

北田原大橋交差点の南東約200mのところ position する生駒市北田原町内の農地であり、議案第2号案件3筆のうち2筆。

申請理由について

譲渡人は、本農地を親族に贈与する予定で3条許可を得ていたが、議案第2号のとおり、当初の譲受人が営農をすることができなくなったため、本申請の譲受人に売却することになった次第。譲受人は、本農地を譲り受けた後、畑として利用することを予定している。

譲受人は、耕作に必要な農機具等を既に所有。また、農地取得の下限面積要件は、購入する農地及び現に所有している農地の面積を合わせて20アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月 7 日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

No.3～13 の申請地の位置について

県立奈良北高等学校の南東約 5 0 0 m のところに位置する農地。

申請理由について

今まで譲渡人が本農地を耕作したが、別の事業の方が忙しく、営農を継続することが難しくなってきたことから、本農地を売却することになった次第。

譲受人は、耕作に必要な農機具等を既に所有。また、農地取得の下限面積要件は、購入する農地及び現に所有している農地の面積を合わせて 2 0 アール以上あり、下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月 7 日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており、さらに昨日 1 2 日に地元副会長と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～2 について地元農業委員の中井委員へ補足説明を依頼

○中井委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 No.3～13 について地元農業委員の北川委員へ補足説明を依頼

○北川委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○田口委員

No.3～13 について今月 7 日の現地確認では、荒地のままであったので農地の確認が取れなかった。

○係長 今月 7 日の現地確認では農地性の確認が難しかったが、申請者にて草刈り及び草の撤去を行ったため、昨日 1 2 日にすべての筆について農地性の確認を取ることができた次第。

○中田委員

昨日 1 2 日の現地確認では、すべての筆界確認ができた上、農地性を確認できた。3 条申請の主旨に基づき、今後も農地として維持できるものと期待できる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「特定農地貸付けの申請承認について」の承認を宣言  
議案第3号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の説明を事務局に依頼  
〔議案読み上げ〕

○係長

No.1～3の申請地の位置について

生駒市壱分町地内の農地

申請理由について

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、承認を受けた土地であったが、所有者より取り消し等の申し出があったため、本申請が出てきたもの。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの変更承認申請について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「規則第29条第1号の規定による届出について」

説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～29については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

申請地の位置について

あすか野住宅地の東に隣接した生駒市上地内の415番1の農地。

報告事項

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。青空資材置場を目的として

農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

申請地の位置について

生駒市上町地内の415番8の農地。

報告事項

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用。宅地を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告事項

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出であり、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第5号「規則第29条第1号の規定による届出について」

申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の南に位置する生駒市高山町地内の農地。

報告事項

本報告は、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第29条第1号による届出であり、農地を自らの耕作のための農業用施設に供する場合は、農地法第4条の許可が不要であるため、本届出が農業委員会に出てきたもの。届出者は、農業用倉庫を目的として、本届出をしたもの。

以上で報告を終わります。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○係長 「南田原町における農地転用申請について」

〔報告・内容の説明〕

申請者は農家住宅建設のための農地転用手続きに先だち、隣地に同意を求めてきたが、同意の捺印を拒否されている状況。口頭による建設の同意や隣地との折衝記録等により、農業委員会に転用申請を受け付けるよう強く求めてきている。事態の進展も無く硬直していることもあり、委員会の情報共有と意見収集を狙って説明するものである。

○各委員 申請者は経緯を詳細に記録しているが、隣地の同意が欠落している状況は否めない。合意形成が客観的に証明されない申請については、農業委員会が承認することは難しい。

○議長 申請者が、第三者の立会など合意形成の方法をよく検討し、合意を証明できるように努めて欲しい。又、事務局はその旨、指導すべき。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

- 補佐 「任期中（～7月19日）の経由印の押印について」  
「勤務実績報告書の提出について」  
「貸与物（マグネット及び腕章）の返還」  
について説明
- 補佐 貸与物は、農業委員証、バッチ、腕章、農地パトロールのマグネット、帽子。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
〔「なし」の声あり〕
- 議長 第22期農業委員会の全ての定例会の終了を宣言。
- 議長 閉会宣言

午後3時15分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号            13番      田口 利彦

---

議席番号            14番      吉田 吉明

---

議席番号            15番      北川 治夫

---